

(第 1 回) 最終) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 9 月 1 2 日
契 約 業 者 名	植野興業 株式会社
契 約 業 者 の 住 所	山梨県甲州市塩山上於曾 1 8 9 6 番地
工 事 の 名 称	R 6 池の沢第二砂防堰堤工事
工 事 場 所	山梨県南巨摩郡早川町赤沢地先
工 事 種 別	一般土木
工 事 概 要	砂防堰堤 1 式 砂防土工 1 式 法面工 1 式 コンクリート堰堤工 1 式 護床工・根固め工 1 式 構造物撤去工 1 式 仮設工 1 式
工 期 (自)	令和 6 年 8 月 1 9 日
工 期 (至)	令和 8 年 2 月 2 7 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 1 2 , 3 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	3 9 , 8 2 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 5 2 , 1 2 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 砂防土工 受注者との協議の結果、法面整形工（池の沢第二工区）について I C T を活用した事により増工する。また、現地精査の結果、残土処理工（小春木第二工区）について、工事用道路と施工箇所との高低差により、運搬車輛の進入が困難であるため、堰堤上流から 2 5 t 吊りクレーンで小春木第一砂防堰堤右岸袖へ搬出をした事により増工する。 2. 法面工 現地精査の結果、池の沢第二工区の左岸法面において、風化による表層崩壊が確認されたため、モルタル吹付を実施した事により増工する。 3. コンクリート堰堤工 受注者との協議の結果、作業土工について I C T を活用した床堀を実施した事等により増工する。（池の沢第二工区） コンクリート打設にあたり、元特記仕様書第 8 2 条クレーン費用に基づく協議により、現場上空に第三者の索道があったため、上空の制約から施工方法をコンクリートポンプ車打設とした事により増工する。（池の沢第二工区） また、作業半径による制約から 5 0 t ラフタークレーンによりコンクリート打設をした事により増工する。（池の沢第二工区、小春木第二工区） 4. 護床工・根固め工 現地精査の結果、副堰堤下流へ設置する間詰工を袋詰玉石へ変更した事により増工する。（池の沢第二工区） 5. 仮設工 関係機関との協議の結果、工事用道路の出入口が、町道工事と重複するため、仮設道路取付部（町道との交差部）等について、増工する（小春木第二工区）。また、工期延伸に伴う既設工事用道路の補修回数について増工する（池の沢第二工区）。 6. 共通仮設費 元特記仕様書第 3 0 条に基づく協議により、営繕費（快適トイレ）を追加する。 元特記仕様書第 6 2 条に基づく協議により、準備費（立木の伐採）を追加する。 元特記仕様書第 9 9 条に基づく協議により、安全費（土石流感知設備費）を追加する。 また、受注者との協議の結果、技術管理費（I C T 活用に伴う関連費用及び施工調査費）を増工する。 7. 工期 関係機関との協議に時間を要したことのほか、法面工の増工等を行ったことに伴い、工期を 1 1 9 日間延伸し、令和 8 年 2 月 2 7 日までとする。